

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 麻生 栄作

1 日 時

平成28年6月24日（金） 午後1時00分から
午後3時05分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

麻生栄作、大友栄二、志村学、木田昇、藤田正道、戸高賢史、桑原宏史

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

堤栄三

6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 廣瀬祐宏 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第65号議案のうち本委員会関係部分及び第67号議案から第69号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
第2号報告分から第4号報告のうち本委員会関係部分及び第5号報告については、承認すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
請願16については、不採択とすべきものと賛成少数をもって決定した。
- (2) 陳情3について、質疑を行った。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から説明を受けた。
- (4) 国民文化祭の基本構想案について、大分フットボールクラブについて及びラグビーワールドカップについてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	井上薫
政策調査課政策法務班	副主幹	磯崎香織

総務企画委員会次第

日時：平成28年6月24日（金）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係 13：00～14：30

(1) 県内所管事務調査のまとめ

①平成28年熊本地震による旅館・ホテルへの被害について

(2) 付託案件の審査

第 4号報告 平成28年度大分県一般会計補正予算（第2号）について
（本委員会関係部分）

第 65号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）
（本委員会関係部分）

第 2号報告 平成27年度大分県一般会計補正予算（第5号）について
（本委員会関係部分）

(3) 付託外案件の審査

陳 情 3 JR北海道の一時的国有化を求める意見書の提出について

(4) 諸般の報告

①国民文化祭の基本構想案について

②大分フットボールクラブについて

③ラグビーワールドカップについて

④九州の東の玄関口としての拠点化に向けて

(5) その他

3 総務部関係 14：30～15：40

(1) 付託案件の審査

第 65号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）
（本委員会関係部分）

第 3号報告 平成28年度大分県一般会計補正予算（第1号）について
（本委員会関係部分）

第 4号報告 平成28年度大分県一般会計補正予算（第2号）について
（本委員会関係部分）

第 67号議案 大分県税条例等の一部改正について

第 68号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について

第 69号議案 大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車

の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

第 2号報告 平成27年度大分県一般会計補正予算（第5号）について
（本委員会関係部分）

第 5号報告 大分県税条例等の一部改正について

請 願 16 消費税増税の撤回を求める意見書の提出について

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①市町村の資金管理について

(3) その他

4 協議事項

15:40～15:50

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

麻生委員長 ただいまから総務企画委員会を開きます。

まず、さきの地震の対応につきましては、執行部や各委員の皆様方も、それぞれにそれぞれのお立場でご尽力を賜りましたことを、委員長として心からお礼を申し上げたいと思います。

また、県内所管事務調査では、執行部の皆さんには大変お世話になりました。委員会としても非常に有意義な所管事務調査ができたものと思っております。当日の宿題を、本日、何点かご報告いただけるということもありますが、引き続き、前向きに取り組んでいただければと思いますので、後ほどのご報告を期待しております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件、報告4件及び請願1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより企画振興部関係の審査に入りますが、付託案件の審査の前に、熊本地震災害の復旧・復興予算と関連がありますので、まず、県内所管事務調査のまとめを行います。

執行部の説明を求めます。

廣瀬企画振興部長 本委員会では、熊本地震による風評被害対策など企画振興部関連の補正予算をご説明申し上げるとともに、先般、委員の皆様にも実施していただいた県内所管事務調査に関する説明や、国民文化祭の基本構想案などについて、ご報告申し上げます。

まずは、県内所管事務調査についてです。

今回は県立芸術文化短期大学や県立美術館、地域活力づくり総合補助金等で支援させていただいた団体や施設などを調査していただきました。現地でご指導いただいた貴重なご意見は、今後の施策に生かしていきたいと考えています。

この県内所管事務調査を踏まえ、まとめとして特に委員の皆様からご意見の多かった平成28年熊本地震による旅館・ホテルへの被害について、宿泊客数や建物被害などの状況をご説明申し上げます。

担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

阿部観光・地域振興課長 平成28年熊本地震による旅館・ホテルへの被害について説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

今回の地震は、余震が長く続き、ゴールデンウィークの宿泊等にも大きな影響を与えました。また、別府や由布院など、本県の主要観光地が震源となったこともあり、商工関係施設に大きな被害が生じました。

まず、1の宿泊キャンセルについてです。

県の旅館ホテル生活衛生同業組合が加盟している県内宿泊施設400軒に対して調査した被害状況によりますと、約20万人のキャンセルが発生したものと推計しています。

次に、2の地域別宿泊数でございます。

県観光統計によると、4月、5月の宿泊者数は、余震の続いた別府市、由布市や熊本県に近い九重町を中心に、1番右の表の右下にありますように、県全体で前年同月比で24.6%の減少となりました。

最後に、商工関係施設の被害件数は211カ所、被害総額は23億2,200万円となっております。

被害に遭った地域では「施設の修繕や備品の調達など、観光客を受け入れる体制は早期に整えたのに、風評被害もあり客が戻ってこない」とか「個人客は戻りつつあるが、団体客は例年の3割程度」、「外国人観光客の戻りがおそい」、「地震の前はランチの客が30分待ちだったのに、今は空席だらけ」などといった切実な声をお聞きしています。

一方、鉄輪温泉では、旅館等12軒のおかみさんたちが鉄輪がんばる隊を結成し、共通宿泊割引券を発行したり、由布院温泉では、黒川温泉と共同で連泊割引プランに取り組んだり、復興に向けた力強い動きも見られます。

県といたしましても、本格的な復興に向け、国の予算も活用しながらさまざまな支援策を講じてまいりたいと考えています。

観光産業の復興策については、後ほど付託案件の審査の際に補正予算の説明として説明させていただきます。

以上でございます。

麻生委員長 以上であります。ただいまの件について、数字等についてのみ質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にご質疑もないようですので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

まず、第4号報告平成28年度大分県一般会計補正予算（第2号）についてのうち本委員会関係部分及び第65号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会関係部分については、主に熊本地震災害の復旧・復興予算で関連がありますので、一括して説明を求めます。

廣瀬企画振興部長 それでは、企画振興部関係分をまとめてご説明いたします。

総務企画委員会資料の2ページをお開きください。

28年度予算額について、今回の補正予算を加えて所属別にまとめた資料でございます。

まず、中ほどの専決（B）の1番下の合計欄の61億9,998万1千円が専決額でございます。

このたびの地震では、発災以降、被災地・被災者への緊急支援や応急復旧等に全庁を挙げて取り組んできましたが、これからは、本格的な復旧・復興に向け、被災の実情に応じた適時適切な対応が重要となります。

特に今回は、その被害が別府市や由布市など観光地に集中し、深刻な風評被害も発生しております。観光客を呼び戻すためには早く事業に着手して、夏の観光シーズンや秋の行楽シーズンに効果を出す必要がございます。

そこで、国の熊本地震復旧等予備費の支出第1弾の閣議決定を受け、メディア・旅行会社等と連携した観光誘客キャンペーンや宿泊客を呼び戻すための旅行クーポンの発行など

といった事業の専決処分を行ったところです。

次に、専決（B）の右隣の通常補正（C）の1番下の合計欄1, 230万3千円が専決額でございます。

喫緊の課題である地方創生の取り組みをさらに推進するため、今回、地方創生推進交付金事業として2つの新規事業をお願いするものでございます。

地方創生推進交付金は、本年4月に施行された地域再生法の一部を改正する法律に基づき、地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを国が支援するものです。

これらにより平成28年度予算額は、当初予算額（A）58億1,575万円と、先ほどご説明した専決（B）61億9,998万1千円と通常補正（C）1,230万3千円を合わせ、合計（D）の欄の1番下の120億2,803万4千円となります。

専決及び通常補正の具体的な事業内容については、担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

阿部観光・地域振興課長 観光・地域振興課関係分についてご説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

まず、国内誘客緊急対策事業50億3,369万4千円でございます。

観光振興につきましては、今回の地震により緊急的な誘客対策が必要となったことから専決処分を行ったところです。

左に記載しております1の情報発信事業でございますが、地震により減少した観光客を速やかに呼び戻すため、新たに（2）の風評被害対策元気発信事業と（3）の本県の元気を発信するツール作成に取り組めます。

既決予算で対応する（1）の東京、大阪、福岡での大分応援フェアとあわせて、元気なおんせん県おおいたを発信してまいります。

また、右に記載しております2の誘客対策事業でございますが、大分への旅行を促進するため、旅行クーポンを発行するとともに、フェリー航路の利用を促進するため、事業者が取り組むPRに要する経費等に対して支援いたします。

続きましてその下、インバウンド緊急対策事業11億2,017万1千円でございます。

地震による風評被害を払拭し、外国人観光客を呼び戻すため、韓国、香港、中国を中心に正確で効果的な情報発信を行うとともに、台湾につきましても、既決予算を前倒ししながら積極的な情報発信と誘客を行います。

具体的には、左に記載しております1の情報発信事業でございますが、海外向けの有力な情報サイトにおいて、大分の安心・安全と魅力を発信するとともに、旅行雑誌等の記者を招き、マスメディアとSNSを活用した情報拡散に取り組めます。また、韓国、香港、中国の旅行博に出展、PRし旅行商品の造成を図ります。

右に記載しております2の誘客対策事業でございますが、韓国ティーウェイ航空や大手旅行会社と連携したPRを行うとともに、旅行クーポンを活用した誘客も国内と同様に取り組めます。

以上2つの事業で予算措置している旅行クーポンについて、次のページで説明いたします。4ページをお願いします。

1の概要ですが、国の交付金を活用し、旅行商品の宿泊割引に対し助成を行います。国内客及びインバウンド旅行者がネットで購入できるオンライン商品や、旅行会社が店舗で

販売している旅行商品の割引額を助成します。また、こういった旅行業者等と取引のない中小零細の旅館等でも助成が受けられるよう、コンビニで割引宿泊券を発行したいと考えています。

次に2の割引率でございます。早期の需要回復を加速するため、7月から12月の事業期間を2期に分けて割引率を設定し、本県においては、7月から9月は最大70%、平均で50%、10月から12月は最大50%、平均25%の割引率を設定いたします。

3の割引上限額でございます。一般的な価格の旅行商品を割引対象とするため、1人当たりの割引上限額を設定しました。

宿泊のみの場合は2万円まで、飛行機や電車などの交通付き宿泊旅行の場合は1泊2日は2万円、2泊3日以上は3万円としています。また、九州内の2県以上を周遊する2泊以上の旅行商品では3万5千円を割引の上限としております。

4には7月から9月の割引率を前提に、それぞれの販売開始時期と販売額の例を記載しております。なお、(2)の店舗型旅行会社の旅行商品の一部には、貸し切りバスを用いた日帰り旅行も含まれております。

また、これらの旅行クーポンに加え、7月15日からNEXCO西日本が実施する、九州の高速道路が定額で乗り放題となる九州観光周遊ドライブパスにより、夏から秋の行楽シーズンの宿泊客数の回復を図ります。

観光産業は裾野が広く、観光客の減少は宿泊施設だけでなく、飲食店や土産物、農林水産物等の売り上げにも影響します。

そのため、市町村や旅館組合、観光協会等関係者としっかり連携し、早期の宿泊者数の回復を図ってまいります。

そして、来県された観光客の皆様が十分に満足していただけるよう昨年度のデスティネーションキャンペーンで培ったおもてなしの気持ちで、本県の魅力のPRにもしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

高屋広報広聴課長 5ページをお開きください。おおい魅力アップ情報発信事業4, 611万6千円でございます。

この事業は、観光風評被害対策として、夏休みの観光客数復活に向けて人気の高いおんせん県CM「この夏は、元気なおんせん県おおいへ」のメッセージや「おんせん県営業中」等のメッセージを入れるほか、クーポン告知等を入れてリメイクし、すでに関西圏、福岡県、山口県、愛媛県で放送しています。

関西圏では、6月16日から7月15日に2局で92本、福岡県では6月13日から7月15日に5局で449本、山口県では6月18日から7月8日に2局で106本、愛媛県では6月18日から7月8日に2局で132本放送します。

また、テレビ番組内での県の魅力や行事の紹介など一層の魅力発信も仕組んでおります。大分の魅力を再発信することで、県内への入り込み客数の増加を目指していく事業でございます。

以上でございます。

磯田政策企画課長 資料の6ページをお開きください。補正予算のうち、日本語パートナーズ研修推進事業202万3千円についてご説明いたします。

去る3月22日に閣議決定された政府関係機関移転基本方針において、国際交流基金の日本語パートナーズ事業に係る一部機能の移転による研修拠点の設置が決定したことについては、4月の初常任委員会でご報告させていただきました。

その後、29年度からの大分県での研修実施に向けて、現在、国際交流基金等と協議を重ねているところですが、せっかく大分県で実施するわけですので、大分県ならではの研修を盛り込んでもらい、地方創生にも資する取り組みとしたいと考えているところです。

そこで、日本語パートナーズ事業のうち、ASEAN諸国の現地日本語教師を招聘して行うカウンターパート研修について、大分県ならではの研修を来年度以降に盛り込んでもらうため、早速、本年度、研修メニューを提案し、研修生アンケート等による効果検証を行うものです。

具体的には、資料の左中ほどにありますように、(1)大分ならではの日本文化体験と魅力発信として、竹細工などの伝統工芸や城下町散策、温泉文化体験などの研修メニューを提案します。また、(2)にありますように、APU留学生と連携して、日本文化教授法のワークショップなどを実施したいと考えています。

日本語パートナーズ事業については、現時点では、平成32年度までとなっておりますが、大分県の優位性を高め、中期的には本事業の平成33年度以降の継続を図るとともに、長期的には、日本におけるASEAN諸国との人材交流拠点の構築を目指して取り組んでまいります。

堀国際政策課長 7ページをお開きください。留学生誘致対策事業1, 028万円でございます。

この事業は、熊本地震の発生により減少が危惧される来春の新生を確保するためにも、県内各大学と連携を図りながら、オール大分の体制で韓国及び中国での留学生の誘致に取り組むものです。

具体的には、日本学生支援機構が主催する日本留学フェアが9月に韓国のソウルとプサンにおいて、10月に中国の北京と上海において開催されるに当たり、大分県ブースを出展し、各会場で2千人前後来場する現地の高校や大学の教師、学生等に、大分県内での留学環境のよさを訴えていきます。

さらに、海外メディアを活用したパブリシティとして、韓国及び中国の雑誌等の広告媒体を活用し、大分県が留学先として安全で魅力的であることをアピールします。

以上のような取り組みを通し、新規留学生の獲得を図ってまいりたいと考えています。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

藤田委員 割引旅行商品「九州ふっこう割」についてお尋ねをいたします。

この復興割引については、予算がなくなり次第ということで注釈がついていますけれども、この全体予算というのは、各県それぞれが持ち寄って総額が幾らで県が幾らというのが多分あると思うんですが、例えば、全体がなくなったら終了なのか、もしくは各県ごとに拠出金額によってそれぞれの割り当てというのがあるのかどうかというのが1つと、それから、発売時期がそれぞれありますけれども、今心配されているのが、例えば、スポーツ合宿等で予約が入っているところが、このクーポンが入ったことによって違うところにクーポンを使って予約を再度取り直して、今あるところの団体の客がキャンセルになるん

じゃないかというふうに危惧されているところがあるんですね。夏休み期間中なので。そういう事前に申し込んでいるものについても、何らかの形でフィードバックして適用してあげることができないと、多分そういう事例がこれから出てくるのではないかなという気がするんですけども、その辺の対応というのがどうにかならないのかということが1つ。

それと、これも宿泊が主流になっているので、県内全域の周遊ということを考えてときに、例えば、宿泊施設の少ない地域に、県内に来た人に足を運んでもらうために、それぞれの地域の道の駅等々のクーポンをセットにして、大分、別府、由布院に泊まった方に、そのほかの地域に足を運んでいただくような企画というのができないのか。

もっと言うと、この制度自体が九州全体なので、結局九州圏内での地域間競争というのがやはり出てくると思うんですね。県内でも県内の地域間競争というのが出てくると思われるんですけども、それらに対して市町村ごとに、あるいは県独自として先ほどのような周遊の別立てのメニューのような企画がないのかどうかということを、以上3点。

阿部観光・地域振興課長 まず、1点目でございますが、予算がなくなり次第というのは各県の予算がなくなり次第ということでございます。その県に宿泊をされた場合に、その県が補助を出すということなので、例えば、交付金が少ない県もございますので、そういった県は早々になくなるという可能性はございます。本県は非常に大きな金額をいただいておりますので、早々になくなることはないと思っております。

次に、スポーツ合宿の変更予約の件でございますが、国から今言われておりますのは、今の時点で予約が既にあるものについては、これは対象としないというふうに言われております。

ただ、いろんな宿泊のパターンがございます。実は、いろいろ話し合っているんですが、いわゆるコンビニクーポン、そういったものも対象としておりますので、コンビニクーポンを購入して、いろんな設定を使うということも可能でございますが、今考えているのは既存の旅行商品、それが割引の対象になるということと、そのコンビニクーポンは手を挙げた旅館、ホテルで使えるということでございまして、今言われたスポーツ施設が既存の商品に入っているかどうかという問題や、既存の施設に入っていないけれども将来的にコンビニクーポンが使えるということであれば、また使えるという可能性も出てきます。そこは、個別具体的に話をしないとわからないところがございます。

もう1つ、旅行商品の地域ごとに、道の駅等を活用した問題につきましても、いわゆる旅行者にそういったコースを設定していただいて、それに対して補助をするという形になります。ですから、旅行者が、そういった道の駅を活用したような旅行コース、そういったものをつくれればそれは可能だと思われまます。また、今回大分県の要望は聞き入れられまして、日帰り旅行も対象になっております。日帰り旅行の中で、旅館、ホテルが少ないような地域は、道の駅に立ち寄るというコース設定することは可能かと思ひます。

藤田委員 各県の予算枠というのはどんな状況なんでしょうか。

岡本観光・地域局長 総額で簡単に言わせていただきますけれども、多い順に熊本県約65億円、大分県61億円、鹿児島県18億円、長崎県17億円、福岡県9億円、宮崎県8億円、佐賀県が1.5億円というところです。

戸高委員 これは、7月1日からの宿泊分になるのか、それとも7月1日からの予約分になるんでしょうか。それともう1点が、この割引の平均と最大とありますけど、どれを主

に設定をされるのか。

阿部観光・地域振興課長 7月1日の宿泊の分からです。

先ほど話がございました平均と最大の話ですが、実は各旅行商品ごとに価格表が設定されておりまして、その価格表は、例えば、1万円以上2万円未満の場合、大分県は7千円の割引が適用されると、補助が出るということでございます。また、2万円以上3万円未満であれば1万4千円の割引額が適用されるということでございます。すなわち、2万円ちょうどであれば1万4千円つきますので、6千円で泊まれますので、7割引になります。ところが、2万8千円の商品であれば、1万4千円で5割引になります。それで、旅行商品ごとに割引率というのが変わってきますので、平均すれば5割ぐらいになりますという話です。

戸高委員 それは、九州全部統一的な形になっているんですね。

岡本観光・地域局長 今、九州全部とおっしゃいましたが、2段階に分かれています。先ほど金額でもおわかりになるように、被害を直接受けたのは大分県、熊本県の2県、それ以外の5県はいわゆる風評被害にとどまっていますので、直接被害を受けた2県は7割のディスカウントができるときに、ほか5県は5割にとどまるということで、割引率の差をつけられております。

以上でございます。

桑原委員 日本語パートナーズ事業について、根本的なところが僕わかっていないんですけども、これというのは平成29年から32年まで県がやるんですか。

磯田政策企画課長 これは、国際交流基金が実施しております事業、その中の一部のメニューを大分県で実施するというものでございます。

桑原委員 その大分県が実施するのがこの日本語パートナーズ事業だと思いますけれども、今回は事前の先行実施の部分だけ、2泊3日地方研修となっていますけれども、来年からは2週間全部大分でやるのかということと、その2週間も含めて、この右側にある派遣前研修ですか、これも含めて全体の事業規模はどれぐらいになると予測されているのか。今回は財源が国と県半々ですが、これは29年以降も財源はそういう形になるのか、まずそれをお聞きします。

磯田政策企画課長 来年度につきましては、この日本語パートナーズ事業、こちらの表にありますように、カウンターパート研修というのと、これは外国からこちらに来ると。それから右のほうにあります日本人ボランティアの育成する派遣前研修というのがあります。この両方の研修を大分県で実施していただくということを予定しているものでございます。

それから、規模につきましては、金額そのものの詳細ははっきりしないところがございますが、年間例えば、カウンターパート研修のほうですと、予定しておりますのが年間150人の方を受け入れると資料の中にございます。

それから、派遣前研修のほうにつきましては、年間300人の方を日本全国から大分県に集まっていたいただいて研修をするという規模で考えております。450の方が大分県内で研修をしていただくということを想定しているものでございます。

財源につきましては、基本的にはこれは国の事業であります国際交流基金で行う事業なんですけれども、その中の今回の補正予算で今上げております事業は、国が行う事業の中のメニューに大分県の地方で研修するという部分がございます。東京のほうで研修するん

ですが、その中で2泊3日ぐらいで日本国内の地方で勉強しますというのがあります。これも国際交流基金が行う事業ですが、ただぱっと来て大分県を見ていただくだけではなく、今後につながるようにさらに我々が県独自のメニューを加えて、大分県にはこういういいところがありますよとか、こういう研修をやると非常に効果がありますよと、そういったものを提案して、その部分の経費を大分県で負担するというものでございます。

桑原委員 じゃあ、ことしのみ一般財源も半分使って提案のためにということによろしいのかということと、先ほど言われている2泊3日は地方研修と言われましたけれども、来年以降は2週間全部が大分になるのか、そこも確認で、それと今回20名程度で2千万円、1人100万円ぐらいそんなにかかるものなのか、そこをちょっと確認させてください。

磯田政策企画課長 この部分につきましては、今後、大分県で全部の研修をすとなりますと、大分県で研修する部分を国際交流基金が持つということになりますので、その部分をどうするかということで、今のところ国のほうの事業というふうに考えてございますが、場合によっては今後議論する中で、さらに大分県の魅力をお伝えするというふうな提案をこちらからしていく可能性はあろうかと思えます。

桑原委員 最後、意見でまとめますが、まずこの地方にいろいろ移転しているところの流れがあるんですけども、完璧に移転しているのは京都と大阪ぐらいなんですよ。どちらかという、一部事業を移転して、実はこの移転したほうが全体の経費がはね上がっているという、国は税金がさらに投入される肥大化、非効率な事業の肥大化ということが言われ始めていますので、そこをちょっと頭に入れて事業を進めていただきたい。

特に、国家戦略といいますか、日本語を外国の方に学んでいただいて、文化的に日本の優位性とかを保つというのがもともとの事業ですから、これ見ると、2泊3日で研修生を観光客みたいに扱っているというのかどうなんだろうと。それで研修の効果を果たして国際交流基金のほうで認めるのかなというちょっと懸念があります。

やはり日本語を学びに来ている人というのは、標準的な日本語を学びに来ているはずなので、こっちからの押しつけじゃなくて、向こうがどういうものを希望しているかというのもしっかりと考慮して事業構築していただきたいと思えます。

長谷尾理事兼審議監 特命なので補足をさせていただきますけれども、先ほど委員おっしゃった2千万円は1桁違まして200万円の予算でございまして、そんな過大な要求はしていないつもりなんですけれども、あわせまして、先ほどおっしゃるとおりで、こういったものが肥大化していくと、結局日本全体で見ると過大になってくることがないように、我々も既存施設であるAPUの教室とか寄宿舍を使いながらやっていくということで今努力をしているところでございます。これはまさに外務省と詰めているところでございまして、そういったことをやっている。

それと、今度お金をかけて呼ぶ相手というのは、ASEAN諸国で日本語を教えている教員です。したがって、もう既に社会人といいますか、教師なので、そういう人たちに日本文化によく触れてもらおうというのがこの趣旨でございますので、そこに書いておりますような、ちょっとこれ観光的に見えるかもしれないけれども、例えば、杵築市で着つけ教室をやって、日本の文化に触れるみたいなものが非常に評価をいただいておりますので、今2泊3日のプログラムを仕立てまして、今後協議していこうというふうなこと

で用意しております。

以上でございます。

麻生委員長 引き続き、持続可能な大分県につながるように頑張ってください。ほかに。

木田委員 九州ふっこう割なんですけど、まず、大手関係の旅行商品関係で客数のパイを早急に回復させるという考え方があると思うんですけど、この4ページの4の(3)のプレミア付き宿泊クーポンのほうなんですけど、これから運営の仕方の詳細を決めるんですけど、食事代込みとかいう時にどこになるのかということですね。

あと、有効期限。多分年度内かなとか、わからないですけどその辺のことですね。1カ所で何枚使えるのかとか、そういったところと、あと今回国内のクーポン関係で50億円ぐらいになっていると思うんですけど、このクーポンの部分でどれだけの予算を割り当てていこうかなという考え方に立っているのかですね。多分大手関係はパック関係でかなり行くんですけど、このクーポンのほうで広くあまねく、行き当たりばったりという考えになっているんじゃないかと思うんですけど、それも50億円というか、全体予算の中でこのくらいはクーポンで販売したいねというか、紹介したいねとかいう考え方があれば教えていただきたいと思います。

阿部観光・地域振興課長 まず、食事の件でございますが、これは食事つきでございます。1泊2食につきましては、それは当然、含まれると考えています。あと、この使用の枚数ですが、今実は各県と調整しながら話を進めているんですけど、大分県の考えとしては、1回について4枚、1泊につき1人4枚使えらる。つまり2万円ですね。そういうふうなことを検討中でございます。

あと、ボリュームでございますが、今のところは様子見というか、まずこの期間がございまして、前期と後期に分けて発行しました。それで前期、9月30日までということで1回切らせてもらいます。ボリュームにつきましては、これはまだ今検討中でございますが、全体の1割ぐらいかなというふうな。これも各県とも調整をしながらこのお話をしておる状況でございます。

木田委員 県民クラブで視察に行った際、旅館関係者の組合の方からもやっぱり、リーマン後にも同じようなことがあって、なかなか小規模の旅館とかクーポンの関係も行き渡りがなかったというふうなお声も聞いておりますので、数字が幾らかというのは確認していませんが、感覚としてそういうのがあったんでしょう。そういったご配慮をいただきたいというところと、やっぱり質問でも言いましたけど、せつくなのでがっかりさせないような十分なサービスをしていただきたいということをお願いいたします。

麻生委員長 引き続き、とにかく初めてなことですからどんどんやっていただいて、6月で落ち込んでいるということですから、とにかくやりながらでもいいから途中で見直すべきものは見直しながら予算を早くに使い切るという形で頑張ってもらいたいと思います。

大友副委員長 ふっこう割の部分で、高速道路の割引の件をチラッと話してはいたんですけど、詳細がどこまでわかっているのか教えていただきたいと思います。

岡本観光・地域局長 先般、NEXCO西日本が発表しておりますが、適用期間を7月15日金曜日から12月18日の日曜日まで、5カ月間です。大きく2つに分かれております。1つは、基本的に九州に住んでいらっしゃる方を対象にしていると思われまじけれども、九州エリア乗り放題とか、これは連続する最大3日間の中でなんぼ走り回っても一定

なんですというもので、普通車で6,500円で乗り放題、軽自動車、二輪車の場合には5,200円というものです。

2つ目のプランとしては、九州の外から九州を訪ねてくる方を対象にしております、往復料金セットプランという名称で呼ばれておりますが、大阪以西、四国のほうも含まれます。その方々が自分の近くのインターチェンジから高速をがらがん走って九州まで来て、乗り放題プランを使ってまだ戻っていくというときに適用されるもので、例えばですけれども、高いところで、兵庫・大阪から来る方の場合には、普通車の場合で1万8,900円、軽自動車、二輪車の場合には1万5,100円、全部込み込みです。

割引率は、乗り方にもよるんですけれども、冒頭申し上げました九州での乗り放題プランで見ますと、大体5割以上の割引率になっているような状況でございます。ご本人のETCカードで事前にNEXCOに別途で申し込みをされると、例えば、委員の皆さんも使えますが、九州での乗り放題プラン、先ほどの期間内で1人3回まで申し込みができるんですから、ご活用いただいて、ぜひ大分県内にお泊まりいただきたいと思っております。

以上です。

麻生委員長 ただ今の件も、クーポンの件も、要は大分の人が発信しなければ伝わりませんので、大分の人が大分の人に言う場合と、大分の人が県外の九州の人に言う場合と、大分の人が九州以外の人に言う場合、広報広聴課はわかりやすくシンプルに伝えられるように、今もう既にいろんな形で情報発信されていらっしゃると思いますが、わかりやすく伝わるようにしっかりと連携を図って取り組んでください。

それでは、ほかにご質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部の審査の際に一括して行います。

次に、第2号報告平成27年度大分県一般会計補正予算（第5号）についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

廣瀬企画振興部長 第2号報告平成27年度大分県一般会計補正予算（第5号）について、企画振興部関係分をご説明いたします。

総務企画委員会資料の8ページをお開きください。

27年度の予算額について、最終専決を加えて所属別にまとめたものでございます。

最終専決予算額（B）の1番下の合計欄にありますとおり、今回、9億1,089万3千円の最終専決を行いました。

既決予算額（A）102億2,810万3千円と合わせますと、補正後予算額（C）の合計は111億3,899万6千円となります。

次に、最終専決の内容についてご説明します。

まず、政策企画課及び観光・地域振興課の最終専決予算額の欄に記載しております地方創生加速化交付金関連でございます。

この交付金は、平成27年度政府補正予算において、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、地方創生の取り組みを加速化することを目的に創設されたものです。

本県でも平成28年2月に国に対し実施計画を提出し、この交付金の最大限の活用を図ったところ です。

今回、その後の交付決定を踏まえ、企画振興部まち・ひと・しごと創生推進室の最終専決予算額（B）の欄に記載しております8,560万7千円と、観光・地域振興課の最終

専決予算額（B）の欄に記載しております350万円について、国庫支出金の減額等を行ったところです。

次に、芸術文化振興課の最終専決予算額（B）の欄に記載しております県立文化・スポーツ施設等整備基金積立金についてでございます。

県税の増収や地方交付税の確定等による歳入の増額、退職手当等の減額などにより生じた財源を活用して、芸術文化短期大学の改修及び屋内スポーツ施設の整備に備えるため、10億円を県立文化・スポーツ施設等整備基金積立金に積み増したものです。

以上、説明を終わらせていただきますが、よろしくお願い申し上げます。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にご質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

続いて、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されております陳情3 JR北海道の一時的国有化を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

土田交通政策課長 JR北海道の一時的国有化を求める意見書の提出についてという陳情でございますが、内容といたしましては、北海道は広大なエリアをカバーする鉄道ネットワークを維持するのは本土と違って莫大な費用がかさむので、北海道の経済力向上の見通しが得られるまで、JR北海道を一時的に国有化すべきという意見を国に提出をしていただきたいというものでございます。

これについて意見は特にございませぬ。

麻生委員長 この陳情について、ご意見等はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 陳情については聞き置いて、次のステップが必要とあれば動くということですが、一応、聞き置くということよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

麻生委員長 それでは、別にないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、執行部から報告の申し出がありますので、これを許します。

佐藤芸術文化振興課長 国民文化祭の基本構想（案）について、ご報告申し上げます。資料9ページをお開きください。

先月20日に開催しました第33回国民文化祭大分県実行委員会、第18回全国障害者芸術・文化祭実行委員会の第1回総会で、大会の基本構想（案）を決定しました。

基本構想では、3つの基本方針を定めました。

1つは、①の「街にあふれ、道にあふれる、県民総参加のお祭り」です。子供からお年寄りはもとより障がいのある方もない方も、外国の方も含め、誰もが参加し、楽しむことのできる大会を目指します。

2つ目は、②の「新しい出会い、新たな発見～伝統文化と現代アート、異分野コラボ～」です。伝統文化と現代アートが融合し、違う分野の芸術文化がコラボレーションする

ことで、新しい発見を生み、新たな展開も期待されます。

3つ目は、③の「地域をつくり、人を育てる」です。両大会が、地域力の育成につながるものとなるように努めるとともに、イベントを通じた人材育成にも取り組みます。

次に、テーマは、「おおいた大茶会」です。日常の中に素晴らしいものを見出し、人を招き、もてなし、ともに楽しむことをイメージしたものです。多くの皆さんが、県内各地で、さまざまな芸術・文化に出会い、それらを楽しんでいただきたいと思っています。

次に、会期ですが、平成30年10月6日（土）から11月25日（日）までの51日間を予定し、関係機関と調整しています。

次に、ロゴマークですが、大会の機運醸成を図るため、現在、公募を行っており、11月ごろに決定する予定です。

資料10ページをお開きください。上段のプレイベントをごらんください。大会開催まで、今年11月に開催予定のキックオフイベントを皮切りに、多彩な文化イベント等を行いながら機運醸成を図っていきたくと考えています。

中段の開幕行事をごらんください。事業イメージですが、大会の開幕行事であるオープニングステージは、脚本を佐伯市出身の芥川賞作家の小野正嗣さん、演出・振りつけをスーパー歌舞伎の振りつけでご活躍の大分市出身の振りつけ家穴井豪さんをお願いすることとしました。出演者は一般公募を行うこととしています。

県下各地で開催される市町村実行委員会事業は、地域テーマを定め、全体を1つのビジョンのもとにコーディネートしたいと考えています。また、芸術文化団体等が県下各地で多彩な事業を開催します。

芸術文化ゾーン事業では、i i c h i k o総合文化センター及び県立美術館でさまざまな企画を展開していこうと考えております。さらに、障がい者芸術・文化ウィークとして障がい者の皆さんのオリジナルステージ、作品展も行っていく予定です。

閉幕行事をごらんください。フィナーレは大分県芸術文化振興会議に実行委員会を設けていただきまして、企画・演出をお願いすることとしています。

今後のスケジュールですが、現在、県内市町村及び芸術文化団体に対し、基本構想案等の説明を行うとともに、ご意見も伺っております。8月には、国の国民文化祭実行委員会で、基本構想の承認をいただく予定となっております。

引き続き、委員の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

麻生委員長 ただいまの報告について、私のほうからも補足をさせていただきます。

この文化祭の基本構想、今説明がありましたものにつきましては、議会では議長と総務企画委員長と文教警察委員長、3人が委員として任命をされ、第1回の委員会に先日出させていただいたところであります。

第1回の委員会でも、シナリオどおりにここまで全部説明がありましたので、当委員会での意見を集約して出ていったわけではありませんが、非常によく地震の後、頑張っておられるなど、ご苦労さんと思いつつ、本当の意味での県民総参加という部分のやり方についての問題認識も持ったところであります。

特にテーマである「おおいた大茶会」というのは、仙台とかぶっているなどか、あるいは千利休のいう大茶会と大分というの、「日本一のおんせん県おおいた」ですから、千

利休の茶会は、たしかお湯の湯を使っているの、そういった部分をどうなのかなと思いつつ、第1回各市町村とか関係者が出席をしている中で、これを聞いて帰ったということで、一応方針がこういう形で決定したということをご報告申し上げたいと思います。

それでは、ただいまの報告について委員の皆様方から何かご質疑はございませんか。

藤田委員 基本構想の基本方針の中で、「東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムの取組と連携し」ということになっているんですが、この連携というのは、文化祭があって、文化プログラムは別にある、その中で連携していくというものなのか、もしくはその一環という位置づけになって、文化プログラムは全体的な流れであるのかと、この辺の関係というのはどうなっているんですか。

佐藤芸術文化振興課長 基本構想なんですけれども、昨年、国民文化祭の誘致に関する要望を受けましてから、8月ぐらいから県内の芸術文化でご活躍の皆さん、あるいは経済界、有識者の方々に集まっていただいて、大分県文化プログラムの検討会議というのを設置して、そこでこの基本構想というのも国民文化祭の誘致、それから東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの取組み等も含めて検討をしていただきました。

その中で、この基本構想の構想案の検討の会議を4回ほど開催しました。一生懸命、手続を踏んできたということなんですけれども、国民文化祭、その中でも議論されたんですけども、国民文化祭は平成30年です。ラグビーワールドカップ大分開催が平成31年、それから東京オリンピック・パラリンピックが平成32年という中で、この国民文化祭、それからワールドカップ、それから東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたこの3年間を、特別に重点的に大分県の芸術文化を使って県内各地の地域振興とか活性化、あわせて情報発信等に取り組みもうということを経験して、それが最大の目標になるんですけども、この「東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムの取組と連携し」というのは、あわせて文化プログラムの取組みが全国で始まるであろうということなので、こういう文化祭と連携し、あわせて大分県でも平成31年にラグビーワールドカップもありますし、東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムもあるので、引き続き密接に連携しながら取組みでいこうということについて触れていると。

藤田委員 文化プログラム自体がまだ具体的に動き出していないので、こっちはこれで先にやりながら、向こうが動き出したら、それに重ねて文化プログラムを構築していこうというようなイメージなんですか。

佐藤芸術文化振興課長 そうなんですけど、正確に言うと、確かに文化プログラムの取組みは全国的にどう進めるのかというのは、まだはっきりとした姿は見えないんですけども、何らかの形で文化プログラムの取組みを各県なりに今、全国の各県がはっきりとした全国的な、統一的な進め方はまだ明らかにされていないんですけども、各県が独自に、これを機に芸術文化を活用して地域活性化、それから情報発信の取組みを独自に進めていく、そんな状況ですので、今委員がおっしゃったような状況という面もあるんですけど。

麻生委員長 私のほうから1点。ちょうどこの時期と重なった時期に日本の文化を海外に発信する事業ということで、伝統的な文化、国の事業として海外でどこかでやるということと重なっているという認識があるんですが、それとの調整というか、そういった部分は大丈夫なんですかね。それは把握していますか。

佐藤芸術文化振興課長 すみません。ちょっとまだ把握して……。

麻生委員長 ちょうど重なっているの、それはどちらが先になるのかによっても、大分のやり方というのも変わってくるのでしょうし、ちょっと正式名称は忘れましたが。

土谷芸術文化スポーツ局長 国主催の海外発信事業が幾つかあります。東南アジアのとかいろいろあるんですけれども、いずれにしましても、国民文化祭……。

麻生委員長 そのやつじゃなくて、新規事業で、この年に国が1発目のでかいやつをやるようになっている。

土谷芸術文化スポーツ局長 新規事業ですか。

麻生委員長 大きなやつを。安倍総理が打ち出しているのがある。よく調べて、それとの整合性を調べておいてください。

土谷芸術文化スポーツ局長 国民文化祭のプログラムとしては、これから動いていきますけれども、いずれにしましても、これから3年続いていく中で、これ自体も国民文化祭とはいえ、海外に発信できるものかと思っておりますので、構築するもので大分に……。

麻生委員長 大分で国民文化祭をやって、それにのっかって海外にという可能性もあるわけですから、そういう意味でも調べてほしいということでもあります。

当委員会でもまたオープニングの脚本家とか演出家とか、各種市町村事業のアドバイザーとか、そういった方々について参考人等々で意見交換するような機会等々求められる委員さん、アイデアがあればまたお出しただいて、執行部のほうもまたそれに対応していただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

そういうことでよろございますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項②大分フットボールクラブについて。

中村国際スポーツ誘致・推進室長 株式会社大分フットボールクラブについてご報告します。資料の11ページをお開きください。

まず、決算状況について、ご報告させていただきます。

表の②の列にありますとおり、平成28年1月期に約2,300万円の当期純利益を計上するなど、引き続き黒字経営を維持しております。

2で現在のシーズン成績をお示ししておりますが、今シーズンのトリニータの成績は、J3の16チーム中3位と、勝ち点差1で首位をうかがえる位置にございます。開幕3連勝で単独首位に立った後、中位に低迷した時期もありましたが、ここ4試合で3勝1分けと再び勢いを取り戻しています。このまま、最後まで走り切るサッカーを貫いてJ3を制し、1年でのJ2昇格を果たしてほしいと強く願っているところです。

以上です。

麻生委員長 続きまして、③も説明してください。

中村国際スポーツ誘致・推進室長 資料12ページをごらんください。ラグビーワールドカップの開催準備について、現在の状況をご報告いたします。

まず、今後のスケジュールをご説明します。

来年5月に予選プールの組分け抽選が行われ、来年秋に試合日程が公表される見通しとなっております。

こうした動きとあわせて、公認チームキャンプ地候補の選定プロセスが始まっております。5月24日にラグビーワールドカップ2019組織委員会からガイドラインが発表さ

れ、8月1日から12月22日までが申請応募期間となっており、実地審査を経て、来年夏に候補地が選定される予定となっております。そして、来年秋の試合日程の公表以後、各国代表チームによる公認チームキャンプ地決定が進められる予定となっております。

13ページをごらんください。

続きまして公認チームキャンプ地についてご説明します。

今回示されたガイドラインでは、大会予選の10日前から大会終了までの期間に使用される公認チームキャンプ地と、それ以前に使用される事前チームキャンプ地が区別されたうえで、公認チームキャンプ地の選定手続が始められております。

公認チームキャンプ地は、組織委員会が費用を負担して、大会期間中一元管理し、チームとのマッチングを行うこととされています。一方、事前チームキャンプ地は、自治体がチームと直接交渉ができますが、費用は、チームまたは自治体負担しなければならないとなっております。なお、前回のイングランド大会では、61カ所の公認チームキャンプ地候補が選ばれて、そのうち41カ所が実際に使用されています。

14ページをお開きください。

公認チームキャンプ地には、練習グラウンド、屋内練習場、ジム、プール及び宿泊施設の5施設が必要で、いずれも30分の移動圏内にあることが求められています。

練習グラウンドについては、天然芝や13メートル以上のゴールポスト、クラブハウス等が求められています。また、屋内練習場、プール、ジムについては、チームが希望する時間帯に独占で使用できることなどが求められています。宿泊施設については、ツインルームとシングル・ダブルルームの部屋数を確保することに加えて、チームルームやミーティングルーム等が求められ、いずれも少し高めの水準となっております。

現時点で県内市町村では、6つの団体が申請を検討しており、必要要件の確認、現有施設の適否、施設改修の必要性等の精査を行っているとお聞きしています。県としては、こうした団体と連携・協力して公認チームキャンプ地確保に取り組んでまいります。

以上です。

麻生委員長 ただいまの報告について、まず、②の大分フットボールクラブについて、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 これは、県出資法人としての最終的な報告は、別途あるんですよね。

〔「はい」と言う者あり〕

麻生委員長 わかりました。

次に、③のラグビーワールドカップについて、ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にご質疑もないようでありますので、執行部は報告を続けてください。

土田交通政策課長 九州の東の玄関口としての拠点化に向けて、ご報告申し上げます。

資料の15ページをお開きください。

九州の東の玄関口としての拠点化に向けた取り組みについてご説明いたします。

本県は、九州と本州・四国との間を結ぶフェリーの約8割が発着しており、本年4月には、東九州自動車道が北九州市から宮崎市までつながったことで、九州を循環する陸路と海路の結節点に位置することになります。このため、九州の東の玄関口として飛躍するチ

チャンスが到来しています。そこで、昨年10月に策定した新しい長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」では、「人の流れ、物の流れの拠点づくり（九州の東の玄関口としての拠点化）」を施策として盛り込んだところです。

本年度は、この施策を実現していくための具体的な戦略を策定していきたいと考えております。そのために、資料15ページにお示ししているように、九州の東の玄関口としての拠点化戦略会議を立ち上げ、県内外の有識者と交通・観光・物流・経済界等の各分野で活躍しておられる皆様に委員として戦略の策定をしていただくこととしています。

なお、特に議論すべき課題が多いと認識している別府港、大分港大在地区については、個別に部会を設置して議論を深めていくほか、中津港や臼杵港、佐伯港、大分空港などのその他の人・物の拠点となる場所につきましても、戦略会議の中で議論してまいりたいと考えております。

資料16ページをごらんください。

これは、現時点での拠点化戦略の方向性を示したものです。

戦略には、次の3つの観点を盛り込みたいと考えています。

1つ目はいわゆるハブ&スポークの考え方など、九州の東の玄関口としての拠点化に向けた基本的な方向性を示すことです。すなわち、ハブに当たる港・空港等の人の流れ、物の流れの拠点となる施設の機能を向上させること、スポークに当たる九州と外とを結ぶ、あるいは九州の中を結ぶ交通ネットワークの充実をさせることなどです。

2つ目は、複数ある拠点の役割を明確にすることです。例えば別府港は、市街地を後背地に持ち、関西・四国からのフェリー航路が発着していることから、人流の基幹拠点として位置づけ、また、大分港大在地区は、国内外との貨物航路が就航し、コンテナターミナルが整備されていることから、物流の基幹拠点として位置づけることが想定されます。

3つ目は、各拠点の個別課題への対応をその役割を踏まえて整理することです。例えば別府港では、老朽化し分散しているフェリーターミナルや大型船の入港に備えた岸壁整備、大分港大在地区では本年10月のRORO船の就航を踏まえたシャーシ用地の確保や喫水確保のための岸壁整備等への対応が考えられます。

このように九州の東の玄関口としての拠点化を実現し、本県経済の活性化、雇用の促進、地域の活性化を図ることで、本県の地方創生の新たな基盤づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

麻生委員長 ただいまの報告について、何かご質疑はありませんか。

志村委員 説明の中で、玄関口という捉え方は大変大事なことだと思っておりますけれども、別府と大分港だけ部会をつくるということが、ちょっと私どうしても合点がいかない。というのは、そのほかの港ということで中津とか臼杵とかはその他なんですかね、そうじゃないと思うんですけどね。それぞれの機能を持って今つくっている港がそれぞれの港の機能を高めることなんですからけれども、特に臼杵港は、今港をつくっているんですよ。車の流れは、やっぱり佐賀関と臼杵は県下で1、2を争う重要な拠点ですよ。それをその他という取り扱いじゃなくて、私は各港を挙げてやらないと、要するに土木建築部としては何年に開港させるんだという目標で、県全体としては何年かでされるんだと目標、これは整合性を持たないといけない。

もう1つは、八幡浜との関係がありますから、ここの整合性をとるかという、そういうことからすると、まだまだ大きなウエートを占めますが、その割には地方港湾だということ。

もう1つ、同じように竹田津港も、あれは港湾機能だけれども、漁港なんですよ。そういうことを、課題を持っているところを全て玄関口として、大きな重要施策に格上げして議論をすべきだと思うんです。だから、この中で別府港と大分港だけ部会をつくるというのは反対です。しっかりとそれぞれの拠点の部会をつくってほしいと。

土田交通政策課長 まず、部会をつくるつくらないというのは重要な港湾だからというわけではなくて、特に議論すべき課題が現時点で既に表出をしている港について部会を設けたというふうに考えてございます。委員がおっしゃった臼杵港とか竹田津港がその他で重要ではないということではなくて、それは戦略会議の本体会議の中でしっかり議論させていただきたいと思っています。

港については、港湾計画なので、既にある程度方向性を示しながら土木建築部のほうでも整備が進められてございますが、別府港と大分港大在地区については、今港湾計画をつくっている中で想定していなかったような動きも見られることから、個別にその課題が既に出ていますので部会を設けているところとしてございます。

戦略会議の中で、委員の皆さん方から、例えば、臼杵港についてもいろいろ課題があるのではないかと。これについては、戦略会議だけで議論すると、時間が足りないとか、あるいは議論が足りなくなるということがあれば、さらに部会を設けさせていただいて議論を深めていくことも考えてございます。

志村委員 委員が発想することも大事だけれども、あらかじめこのようにでき上がっているのは、これは県の行政指導ですよ。だから、臼杵港に対する認識がこれではないというふうに捉えがちですよ、委員の方々にこれを見せるとですよ。

だから、私はそうじゃないと言っているんです。臼杵も課題がある。あるからここにきちっと捉えないと、議論がその他になりますよと、それを心配しておるんです。

廣瀬企画振興部長 志村委員おっしゃるとおりでありまして、拠点化戦略会議を既に1回目立ち上げております。その際には、当然ながら臼杵港、中津港、それから竹田津港も含めた全体のご説明をしております。今から議論する中で、当面別府港と大分港ということで、ここについては幅が広いところがあるので、関係者もすごい複雑にいっぱいいるので、それで部会をすぐに立ち上げようとなったんですけれども、そういうことで、今から戦略会議で議論する中で、臼杵港も当然、中津港も位置づけをどういうふうにするかと議論していきます。その中で、関係者がやっぱりいろいろいるので、しっかりこれは地元におろして部会を立ち上げてやったほうがいいということになれば、当然部会をまた設けてやりたいというふうに考えております。

志村委員 四国の八幡浜は非常に熱心に港について取り組んでいるという、その相対するところが大分県だという、この意識を入れると当然そういう発想になるはずなので、そこはきちっと県の行政指導で重要課題として捉えていただきたいというふうにはしておきたいと思えます。

廣瀬企画振興部長 九州の東の玄関口が大分で、八幡浜も含めて四国の西の玄関口が愛媛であるというふうなことをやっていますので、今、両方で政策の交流会議を設けようとし

ています。その中で、お互いの玄関口になるところをどうしていくかというのも俎上に上げるようにしておりますので、その中でも具体的な議論をやっていきたいと思います。

麻生委員長 あわせまして、今、中津港も出ましたが、臼杵とか佐賀関とか、佐伯宿毛、竹田津、西大分もあるわけですから、そういったものもちゃんと一度整理して、次回また報告いただければと思いますので、よろしくお願いします。

戸高委員 委員の有識者、交通、観光、物流、経済界とありますが、メンバーは公開していますか。後で名簿をお願いします。

麻生委員長 ただいまの戸高委員の資料については土田交通政策課長。

土田交通政策課長 はい、報告します。

戸高委員 こういう分野になると、重複していつも同じメンバーがやっているの、果たしてこれでいいのかどうかというのちょっと議論しないといけないんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっと1回メンバーを出していただければと思います。

麻生委員長 その資料は、委員会のメンバーにお示してください。

ほかにご質疑もないようでありますので、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 それでは以上をもちまして、企画振興部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れさまでした。

〔企画振興部退室、総務部入室〕

麻生委員長 これより、総務部関係の審査に入ります。

まず、さきの地震につきまして、職員の皆様方におかれましては、各被災市町村とも十分な連携を図ってご尽力をいただきながら、各種施策を厚く、スピーディーにいろんな手だてをやっていただきました。そのかなめである総務部の皆さん、本当にお疲れでございました。心から感謝を申し上げたいと思います。

また、さきの県内所管事務調査では、それぞれの現場で、事前の準備とかいろいろな調査、ご協力を賜りまして、委員会といたしましても、いい調査ができたのではないかと思います。それぞれの現場で出てきたこと、また、後ほど報告をいただけたと思いますが、県勢の振興のためにさらに議論を深めて、これを生かしていければと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、まず、第65号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会関係部分、第3号報告平成28年度大分県一般会計補正予算（第1号）についてのうち本委員会関係部分及び第4号報告平成28年度大分県一般会計補正予算（第2号）についてのうち本委員会関係部分については、主に熊本地震災害の復旧・復興予算で、関連がありますので、一括して説明を求めます。

島田総務部長 それでは、平成28年度一般会計補正予算関係の議案と報告の3件について一括して、歳入全般と総務部関係の歳出に関する事項を説明申し上げます。

議案書では、まず1ページ目からが第65号議案の6月補正予算案になります。飛びまして、54ページの第3号報告が4月27日に専決処分した補正予算第1号、次に58ペ

ージの第4号報告が6月3日に専決処分した補正予算第2号になります。これらの内容について、地震災害対策予算の全体をまとめた資料で、時系列順に説明させていただきます。

それでは、総務企画委員会資料の1ページをごらんください。

熊本地震の発生直後から、県では、被災地・被災者への緊急支援や応急復旧に全庁を挙げて取り組んでまいりました。必要な経費について、まずは予備費を活用することとし、表の右から2列目に記載していますように、災害協定に基づいて小売業者等に確保していただいた流通備蓄物資の購入費や避難所への支援物資の運搬経費、また、林業研修所など県有施設の修繕費について、4月18日にAのとおり6,406万5千円を充用したところです。

この予備費の予算額は1億5千万円でありますので、その後に急ぎ必要となった経費については、補正予算の専決処分をさせていただきました。

表の左から2列目が、第3号報告の4月専決予算です。補正額は、合計欄Bにありますように2億2,900万円です。国の災害査定に迅速に対応し、早期に復旧工事にかかるために欠かせない災害調査費や、梅雨時期に備えた災害備蓄物資の補充経費について、専決処分を行ったものです。

歳入は、合計欄の下に内訳を記載していますが、財政調整基金2億円の取り崩しなど、基金からの繰入金で対応しています。

次に、その右の列が、第4号報告の6月専決予算です。

地震発生に伴う風評により大きな影響をこうむった観光業などの復興に向け、ゴールデンウイーク明けには、既存事業の組みかえなどにより国内外への情報発信を開始しました。同時に、補正予算の編成に着手し、国の熊本地震復旧等予備費の動向を見きわめつつ検討を進めたところです。その国の予備費について、支出第1弾の内容が5月31日に閣議決定されたので、迅速な執行をとという国の方向性も踏まえまして、県としても、旅行クーポンの発行や旅館等の施設・設備の復旧支援費など、早期に着手し、夏の観光シーズンまでに事業効果を発現させる必要があるものに限って、Cに記載のとおり92億7,770万9千円の補正予算を6月3日に専決処分したものであります。

これらの歳入については、国庫支出金80億9千万円、被災地支援のために寄せられた寄附金1億1,127万5千円、被災地支援宝くじの収益金4,611万6千円などを充て、なお不足する財源10億3,031万8千円を財政調整基金の取り崩しで確保しております。

続きまして、その右の列が、第65号議案の6月補正予算案です。

補正額は、合計欄Dにありますように17億2,402万8千円で、このうち地震関連は2つ上のE16億9,535万5千円となります。

この補正予算案は、地震関連予算のうち、既決の補助事業では対象とならない比較的小規模な土木施設の復旧工事や農林水産業施設、社会福祉施設や学校施設、文化財といった社会インフラ等の復旧を中心に編成しておりますが、地方創生の取り組みについても、国の新たな交付金を活用して実施する予定の仕事づくりなどの事業を計上しています。

歳入は、復旧等予備費を含む国庫支出金が6億2,316万円、寄附金が4,566万9千円、被災地支援宝くじ収益金が2千万円、県債5億7,500万円、財政調整基金取り崩しが3億9,141万8千円などとなっています。

次に、総務部関係の歳出をご説明します。

総務部の補正予算は、項目の被災者・生活支援の部分になりますが、別冊の平成28年度補正予算に関する説明書（補正第3号）の17ページをお開きください。

中ほどの事業名欄にある行政企画課の熊本地震災害支援緊急対応事業費2,646万5千円と、その下、財政課の同じ事業名の2,783万4千円です。

これは、熊本地震の被災地に対し、災害救助法や九州・山口9県災害時応援協定などに基づく医療関係者や県・市町村職員の派遣経費等を包括的に計上するものです。

参考までに東日本大震災時の支援経費は、担当部がそれぞれ予算計上しておりましたが、支援活動をスムーズに行えるように、また、事務負担を軽減するという観点から、今回は総務部が取りまとめることとしました。

20ページをお開きください。被災地支援宝くじ収益金交付事業費1千万円です。

この事業は、熊本地震の被災地支援を実施するため、ドリームジャンボ宝くじの収益金の一部を被災団体に配分するものです。ドリームジャンボの収益金については、市町村振興協会を通じて県内の市町村に交付することとしています。

以上が、3つの議案・報告の内容ですが、委員会資料の1ページを再度ごらんください。

これらの補正予算と合わせて、当初予算であらかじめ確保している事業でも対応します。例えば、被災した住宅への再建支援、国の災害査定後に実施する土木施設や農地等の災害復旧工事などですが、これらを合計しますと、地震関連予算額はFにありますように152億円を超えてまいります。

今回の熊本地震への一連の対応に当たって取り崩す財政調整基金の額は、下から3行目、Gのとおり約16億円となります。その結果、現時点での28年度末の財政調整用基金残高の見込みは341億円となります。行財政改革アクションプランの28年度末目標額は400億円でありますので、目標額の確保に向けて、今後の決算剰余金の積み増しに加え、これまで以上の行革意識を持って歳入確保等に取り組んでまいります。一方で国に対しては、地震対策経費の特別交付税への適切な反映を要望するなど、引き続き財政基盤の強化に努めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

麻生委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

私のほうから寄附金についてですが、地震関連で、例えば大分銀行さんが3千万円とか、そういったのは全部含まれて、ふるさと納税と混在になっているんですかね。その辺をもうちょっと詳しく、寄附金の状況について説明をしていただけますか。

大友財政課長 一般の方々あるいは企業の方々からいただく寄附金、あるいは義援金という形があります。

まず、義援金につきましては、日赤であったりだとか、そういうところを経由して福祉保健部のほうで委員会をつくって、それぞれ市町村経由で被災者に配分するという形になっております。それが、4億4千万円ほど現時点で入ってきております。一時配分で5月28日に、例えば、全壊した方に20万円、半壊10万円という形をしておりますので、今後そういった金額はふえてきていますから、二次配分をしているという形になります。今ご質問のありました寄附金の分になります。いろんな企業から、いわゆるそういう義援

金とは違う形で、大分県に直接、復興に使ってくださいという形で来ている金額が、今の時点で2億7,900万円ほどあります。それと、先ほどありましたふるさと納税についても、通常のふるさと納税とは違う形で、今回の災害に限ってという形の受け付けをしております。それが3,830万円ほど、きょうの時点で入っております。そういったものを財源として、今回の事業に充当しているということになります。

具体的には、1ページの表の財源内訳の寄附金のところですね、②の寄附金のところに、6月3日の先月の段階で約1億1,100万円、今回の補正で約4,500万円、1億5,600万円をこれまで充当しております。先ほど言いましたように、まだ残額がありますので、今後いろんな事業に引き続き財源を充てていきたいと考えています。

麻生委員長 まだまだ来るようにPRもいるでしょうし。

大友財政課長 義援金も6月30日から9月末まで3カ月を延長しましたので、そういった中でさらに受け付けというか、寄附がいただけるものと思っております。

戸高委員 確認ですが、財政調整用基金残高目標400億円というのは、こういった事態に至っても目標設定が変更なく財源確保できるという、国に要望するのもあるんですが。

大友財政課長 今、数字にありますように、16億円ほど今回追加で取り崩したということで、その影響というのは当然出てくると考えています。

ただ、部長が先ほど申しあげましたように341億円の見込みに対して、1つは決算剰余金が大体おおむね16億円とか7億円ぐらい出てきた分が9月補正で積み増しができる形になります。それと、例年の節約というのが40億円ほどありますので、その2つを足すとおおむね400億円というところかなと考えています。それでぎりぎりということですので、やはりそれ以外の部分については、特別交付税であったりとか、そういうところのほかの財源をしっかりと確保していきたいということになります。

麻生委員長 ほかにご質疑もないようですので、まず、第65号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会関係部分について、先ほど審査いたしました企画振興部関係部分とあわせまして、採決を行います。

第65号議案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ご異議がないので、第65号議案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第3号報告平成28年度大分県一般会計補正予算（第1号）についてのうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ご異議がないので、第3号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、第4号報告平成28年度大分県一般会計補正予算（第2号）についてのうち本委員会関係部分について、先ほど審査いたしました企画振興部関係部分とあわせまして、採決を行います。

第4号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ご異議がないので、第4号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、第67号議案大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 お手元の資料の2ページをお開き願います。議案書は13ページですが、お手元の資料により説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたこと等に伴い、大分県税条例等の一部を改正するものです。なお、当該法律中、本年4月1日から施行される規定については、3月31日付で専決処分により改正しましたので、後ほど報告させていただきます。

主な改正内容を説明します。

まず、1の地方法人課税についてですが、地域間の税源の偏在を是正するため、法人県民税法人税割の税率を引き下げ、引き下げ相当分について、地方法人税として国税化し、全額を地方交付税として交付する措置が平成26年10月から行われております。

これについて、さらなる交付税原資化を行い、偏在是正を進めるため、現行の税率3.2%を1%に引き下げるものであります。一方で、暫定的な措置として行われてきた地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額、法人事業税に復元することとしています。あわせて、市町村の法人住民税についても、税率の引き下げが行われますので、その減収分の補填措置として、市町村に対する事業税交付金を創設するものであります。

2の車体課税の見直しについてですが、自動車取得税を廃止し、自動車税に環境性能割を創設するものです。軽自動車については、市町村税として、軽自動車税環境性能割が創設されます。税率は、燃費基準の達成度等に応じて、普通車は3%まで、営業用自動車は2%までの範囲内で段階的に設定しています。なお、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うこととしています。また、現行の自動車取得税と同様、自動車税環境性能割の税収の一定割合を市町村に交付することとしています。

3のグリーン化特例についてですが、環境負荷の小さい自動車に対しては、登録の翌年度の自動車税を軽減する措置がとられています。これについて、燃費基準の切りかえと重点化を行った上で1年間延長するものであります。なお、2の環境性能割の創設に伴い、現行の自動車税は、自動車税種別割に名称変更いたします。

4のその他でございますが、現在、自動車の取得時に課税される自動車税の月割課税分及び自動車取得税については、証紙による収納を行っております。しかしながら、減税等の影響により、税収が減少傾向にあることに加え、インターネット上で自動車登録手続等が可能となるOSSを導入することに伴い、今後は電子収納がふえることが見込まれますので、業務効率化の観点から証紙収納を廃止し、現金収納化に切りかえ、あわせて電子収納が可能となるよう所要の改正を行うこととしております。また、これにより、証紙収納の取り扱いについて定めた証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の収納に関する条例を廃止します。

施行期日は、原則として平成29年4月1日ですが、4の現金収納化については、28年10月1日としております。なお、1と2の改正については、もともと消費税率10%段階での実施とされておりました。今回、政府において、消費税率引き上げ延期の方針が

出されておりますが、これら地方税の見直しも消費税率引き上げとあわせて延期されるかどうかは未定であります。

延期されなかった場合の周知期間等を考慮し、一旦、改正済みの地方税法に従って、今回、条例を改正し、仮に法律が改正され、施行期日が延期された場合は、それにあわせて、再度、条例改正案を上程したいと考えております。

以上でございます。

麻生委員長 ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第68号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 お手元の資料の4ページをお開き願います。議案書は36ページですが、お手元の資料により説明させていただきます。

企業立地促進法に基づき地方税の課税免除を行った場合の地方交付税による減収補填措置の要件等を定める総務省令が一部改正されたことに伴い、大分県税特別措置条例の一部を改正するものでございます。

企業立地促進法に基づいて、県が作成した基本計画の大臣同意の日から5年以内に、事業者が県の承認を受けた企業立地計画に従って、一定の価格要件等を満たす施設を設置した場合は、不動産取得税等について課税免除を行うこととしています。

本県の基本計画については、1番下の枠で囲んだ部分にありますように、県内全域を対象とし、大臣の同意のあった平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間の計画期間としています。

総務省令では、課税免除による減収分について交付税の減収補填の対象となるものを、基本計画の大臣同意が平成28年3月31日までになされたものとしていましたが、今回の省令改正により1年延長し、平成29年3月31日までになされたものを対象とすることとされました。

本県については、既に基本計画の同意が得られておりますので、実質的な影響はございませんが、要件等を定めた規定の整備を行うものであります。

施行期日については公布の日からとし、省令の施行日にあわせて平成28年4月1日から適用することとしております。

以上でございます。

麻生委員長 ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第69号議案大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

山田市町村振興課長 第69号議案大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の37ページとあわせまして、説明資料の5ページをお開き願います。

まず、この条例に規定する選挙公営制度とは、資金の多寡にかかわらず選挙運動の機会を持てるよう県議会議員及び県知事の選挙における選挙運動に要する経費の一部を公費で負担するもので、全都道府県に導入されているものです。

ちなみに公職選挙法施行令に規定する公営単価については、3年に1度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額を見直すこととされています。

1の改正の趣旨ですが、国政選挙において公職選挙法施行令の一部改正が平成28年4月8日に公布され、施行されました。これによりまして、平成26年4月の消費税率引き上げ、これは5%から8%に上げられたものですが、これを踏まえまして選挙公営に要する経費に係る限度額の引き上げが行われたため、本条例もこれに準じて同様に改正するものです。

具体的な改正内容ですが、選挙運動用自動車の使用につきましては、自動車の借り入れで現行の1万5,300円から1万5,800円へ、燃料費は現行の7,350円から7,560円へそれぞれ単価を改定することとし、以下、ビラ、ポスターの作成につきましても、それぞれ現行からおおむね消費税率引き上げ程度の幅で単価改定を行うものでございます。

施行期日につきましては、施行日以後に告示される県議会議員選挙、知事選挙から適用となります。

以上でございます。

麻生委員長 ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第2号報告平成27年度大分県一般会計補正予算（第5号）についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

島田総務部長 第2号報告平成27年度大分県一般会計補正予算（第5号）についてのうち、歳入全般と総務部関係の歳出についてご説明申し上げます。

お手元の議案書の46ページをお開きください。

今回の補正予算は、県税や地方交付税などの歳入が3月補正時点での見込みを上回ったことによる増や、退職手当の確定などによる歳出の減を受け、地方自治法第179条第1項に基づき、専決処分を3月31日付で行わせていただいたものです。

47ページをごらんください。

第1条にありますように今回補正した額は12億4,012万4千円の増額で、これにより平成27年度の一般会計予算額は、最終的に5,769億2,227万9千円となります。

その主な内容ですが、次の48ページをお開きください。

まず歳入です。

第1款県税ですが、右から2列目補正額欄にあるとおり総額で3億5千万円の増額です。

これは、第3項地方消費税が原油価格の下落などに伴い貨物割が減少したことなどにより2億2,361万8千円の減となりましたが、第1項県民税が個人県民税の特別徴収の推進などにより1億4,113万円の増となり、また、第2項事業税が法人事業税の12月決算法人分の確定等により3億7,509万5千円の増となったことなどによるものです。

この結果、県税の累計額は右端の計欄のとおり1,204億5千万円となります。これを26年度の最終予算と比較すると119億5千万円の増となります。

その下、49ページをごらんください。

下から3行目の第5款地方交付税2億629万1千円の増については、特別交付税が確定したことによるものです。

50ページをお開きください。

第9款国庫支出金ですが1億4,807万4千円の減額です。

これは、地方創生加速化交付金の交付額の確定によるものです。なお、交付金の対象から漏れた事業のうち、28年度予算の前倒し実施を計画していた事業で既決予算による対応が困難な事業については、一般財源に振りかえて実施したいと考えています。

その下の第10款財産収入6億1,824万4千円は、旧別府署の契約額の確定等に伴うものです。

次に、総務部関係の歳出ですが、51ページをごらんください。

1番上の第2款総務費第1項総務管理費2億3,236万8千円の減額は、知事部局職員の退職者数の確定に伴う退職手当の減などによるものです。

53ページをお開きください。

第13款諸支出金第1項積立金12億円は、今後の県有施設の計画的な保全に備え、県有施設整備基金への積み立てを行うものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

麻生委員長 ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にご質疑もないようですので、これより、先ほど審査いたしました企画振興部関係部分とあわせまして、採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、第5号報告大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 お手元の資料の6ページをお開き願います。議案書は64ページです。

先ほど67号議案で説明しましたように地方税法等の一部を改正する等の法律のうち、本年4月1日から施行される規定について、専決処分により関係する大分県税条例の一部を改正したので報告します。

改正内容ですが、法人実効税率の引き下げに伴い、法人事業税の所得割の税率の引き下げ及び外形標準課税部分の拡大を行うものであります。

昨年度の条例改正では、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分について、上の図で28年度(旧)と表示していますが、所得割の税率を6%から4.8%に引き下げ、下の図、外形標準課税の割合を8分の3から8分の4に拡大することとしておりました。

今回、平成28年度税制改正において、28年度に法人実効税率を20%台に引き下げることにされたことに伴い、法人事業税の税率が見直されましたので、昨年8月に公布した大分県税条例の一部を改正する条例の関係規定を削除した上で、図で(新)と表示していますが、所得割の税率を3.6%に引き下げ、外形標準課税の割合を8分の5に拡大することとしたものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日ですが、ただいま申し上げた今回の改正に伴い見直されることとなった旧規定の削除については、先に施行する必要があることから公布日施行としております。

以上でございます。

麻生委員長 ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にご質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

本案は承認すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ご異議がないので、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願16消費増税の撤回を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 お手元の請願文書表の1ページをごらんください。消費増税の撤回を求める意見書の提出を求める請願について、ご説明申し上げます。

消費税率は、来年4月から10%に引き上げられる予定でしたが、ご承知のとおり政府において平成31年10月までの2年半の延期の方針が示されております。

なお、この請願中、消費税が社会保障費に充てられていないとの趣旨の表現がありますが、消費税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、法定化されています。

本県においても、28年度当初予算において、社会保障施策に要する経費814億円に対し、消費税率引き上げ分の91億円を充てることとしています。

少子高齢化が進み、社会保険料などの現役世代の負担が既に年々高まりつつある中で、特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいとされているところであります。

以上でございます。

麻生委員長 ただいまの説明に対する質疑、何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 委員外議員、よろしいですか。

堤委員外議員 執行部がああいう説明をしたんですが、中身的には非常に問題がある、政府の見解と全く一緒の見解なんですね。だから、社会保障財源に使われてきたと言ったけれども、実際この28年間320兆円消費税というのは入ってきたわけですね。実際には270兆円が企業減税、景気の後退による税収減、そういうところに当てはめられてきたという厳然たる事実があるわけ。こういうふうな問題の中で、この社会保障財源がつくられてこなかったという文言になっていますからね。ただ、それだけそういうことの一方面的な判断で言われるということはちょっと請願をした人間としては心外であるというふうなことは意見として述べておきたいと思います。

麻生委員長 それでは、これより採決いたします。

お諮りします。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手少数〕

麻生委員長 賛成少数ですので、本請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行いたいと思います。

では、執行部の説明を求めます。

島田総務部長 報告に先立ちまして、一言お礼申し上げます。

委員の皆様には、7日間にわたり、総務部関係機関等に対し、大変熱心に調査をしていただきました。その中で、人口減少対策や税の徴収における市町村との連携、選挙権年齢引き下げに伴う対応状況等について、数多くのご意見等をいただいたと報告を受けております。私どもといたしましては、いただいたご意見をこれからの政策・施策にできる限り反映していきたいと考えております。

本日の報告ですが、特にご依頼のありました国東市の資金運用状況に関しまして、県内市町村の資金管理の状況等について、市町村振興課長から報告いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

山田市町村振興課長 県内所管事務調査のまとめとして、市町村の資金管理についてご報告いたします。資料の7ページをお開きください。

まず、このたび総務企画委員会が調査を行った国東市の取り組みの概要をご説明します。

国東市は、全国トップクラスの資金運用利回りを達成し、平成26年度に地方公共団体ファイナンス賞を受賞しています。

市は、財務活動管理方針として運用と調達の基本を定め、資金の安全性と効率性の両立を目指し、リスクを適切にコントロールすることにより支払い利息の削減や運用収益の向上を図ることとしています。

具体的には、資金運用については、①運用手段を預金中心から長期・超長期債券へシフトすること、②債券の買い換えにより売却益を確保すること、③公営企業や外郭団体も含めた歳計現金の一体的管理を行うこと、④基金を個別管理から一括運用へ転換することなどの取り組みを進めています。

資金調達については、長期資金の借り入れに際し、①据置き期間を原則として設けず償還年限を短期化すること、②償還方法を、通常の元利均等償還ではなく、より金利の低い元金均等償還とすることなどに取り組んでいます。

また、短期資金の調達については、証券会社と一定の条件で買い戻すことを条件に取引する債券売り現先取引や、銀行からの専用当座借越等により手当てしています。

こうした取り組みの効果として、運用面では、①運用利回りが大幅に向上するとともに、基金の一括運用による事務の簡素化や、現金不足に全体資金で対処することで流動リスクへの対応を可能にしています。

調達面では、借入コストの削減と債務の早期償還が図られています。

一方で課題といたしましては、債券の買いかえ等に伴い運用リスクが生ずることについて、住民への説明責任を果たす必要があると考えます。

また、不測の財政需要が生じた時に、長期債券の解約や中途売買により、場合によっては元本割れが懸念されることから、一定の流動資金を確保する必要があると考えられます。

左下の表をごらんください。

2の市町村の基金運用利回りの状況です。

利回り率が1番高いのは国東市で1.56%で、1番下の単純平均が0.24%ですから突出した運用利回りになっています。ただ、右の差引き増減を見ていただいたらわかりますが、全体18市町村のうち13団体が運用利回りを伸ばしています。

次に、右側の表をごらんください。

市町村決算における基金積立金の管理状況ですが、平成25年度の市町村決算では、基金積立金の管理状況は、地方債を含む有価証券はわずか8.9%、現金・預金が91.1%という状況でしたが、26年度の決算では、有価証券が19.0%と倍増しております。国東市の26年度は有価証券が55.8%となっています。国東市の取り組みの影響ではかの市町村も現金・預金から有価証券にシフトしつつあることがうかがえます。

最後に4の県の取り組みでございします。

県としても国東市の資金運用等の取り組みは、他の市町村にとっても学ぶべき点が多いと考えており、平成26年11月に国東市会計課の職員を講師にお願いしまして、県内市町村を対象に研修会を実施し、資金運用や調達に関して勉強したところでございします。

こうした新しい資金運用や調達の取り組みは、各自治体にとっては自主財源の確保につながるるとともに、地方がみずからの創意工夫により地域の課題解決を図る地方創生の取り組みにも通ずるものです。

今後とも、資金運用や調達に係る情報提供や研修会の開催などを通じて、県内市町村が安全かつ効率的な資金管理に取り組むよう助言してまいりたいと思っております。

以上です。

麻生委員長 ただ今の説明に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にご質疑もないようですので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 それでは、以上をもちまして総務部関係の審査を終わります。
執行部はお疲れでございました。

〔総務部退室〕

麻生委員長 閉会中における本委員会の所管事務調査について、お諮りします。
お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中継続調査を行いたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

麻生委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることといたします。

次に、県外所管事務調査につきましては、お手元に配付しております行程表（案）のとおり、7月25日から3日間の日程で行いたいと思います。

内容を事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

麻生委員長 何かご意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 では、このように決定させていただきます。

今後、訪問先の事情などにより行程の一部について変更の必要が生じた場合は、委員長にご一任をお願いいたします。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

麻生委員長 別にないようでございますので、これをもちまして本日の委員会を終わります。